

配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する 施策の実施状況について

(はじめに)

配偶者からの暴力(いわゆるDV)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識、女性の人権に対する軽視、暴力を容認する社会通念、女性を対等なパートナーと見なさない差別意識が原因と考えられています。

このため、配偶者からの暴力を防止し被害者保護を進め、誰もが安心して暮らせる社会を築くことは男女共同参画社会の実現にとって欠かすことの出来ない施策であり、山梨県では様々な取組を進めております。

(取組の体制)

配偶者からの暴力に関する施策の取組体制

- 県民生活・男女参画課 → 山梨県DV基本計画、DV普及啓発
- 児童家庭課 → 被害者の支援(相談)・保護、関係連絡協議会

(H21年度山梨県のDV相談の状況)

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況 (相談件数は児童家庭課より)

- 相談状況 相談実績 相談件数:840件 (H20年度 800件)

	H21年度			H20年度		
	面接	電話	計	面接	電話	計
件数	295	545	840	212	588	800

- 月別の相談状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H21	30	51	55	54	46	69	91	97	93	85	61	108	840
H20	40	63	77	89	72	50	57	55	78	63	67	89	800

- 一時保護件数 23件 (H20年度 35件)

(1) 「第2次DV基本計画」に基づく、平成21年度の各機関の取組状況について

(根拠)

「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、毎年度、庁内関係機関の取組状況を男女共同参画審議会に報告することとなっている。

(取組状況)

○ 取組状況の結果について

取組の実施状況について次のとおり。(詳細な回答内容は別紙の報告書のとおり)

- ・ 各項目については、「1(実施した)」「2(一部実施した)」との報告があり、概ね基本計画どおり取組が実施されている。
- ・ 「3(実施しなかった)」の報告のうち、P1(整理番号 11)及びP5(整理番号 62)の健康増進課の取組について協議を行った結果、H22年度からは県民生活・男女参画課で作成しているパンフレットを使って、研修時に周知することとなった。

○ 今後の取組について

- ・ 平成22年度も引き続き、各機関には取組を継続して実施するよう依頼する。
- ・ 「1(実施した)」「2(一部実施した)」と報告のあった取組であっても、常に被害者の立場に立って、より一層取組を推進していくよう関係機関連絡協議会や関係機関相談対応職員研修会において依頼する。

(2) 平成22年度の実施事業について

① 啓発事業パンフレットの作成

「あなたとあなたの大切な人が安心して暮らせる社会のために

～知ってください、配偶者からの暴力のこと～」 5,000部発行(H22.6)

市町村、国機関、関係機関、県内大学、民間の支援団体に配布

② 相談対応職員研修会

関係機関の相談対応職員等の研修会実施(予定)

◇日時 : 8月31日(火)

参加機関: 国、警察、市町村、民間、県のDV関係機関の職員

◇内容 : 講演「先進事例から学ぶ市町村の取組」

③ 県民講演会の開催

◇日時 : 11月12日～25日(女性に対する暴力をなくす運動期間中)に開催

◇内容 : 未定

◇会場 : 男女共同参画推進センター ぴゅあ総合

④ 企画展示等の実施

企画展示「「パープルリボンでやまなしをつなごう『暴力はダメ』」の開催

◇日時 : 11月12日から25日の間

◇内容 : DV啓発パネル、啓発資料 最新の全国のDVの状況報告等の予定

◇場所 : 男女共同参画推進センター ぴゅあ総合

⑤ DV 相談カードを活用した DV 被害者支援事業（新規）

（事業の目的）

「DV相談カード」を地域の『民生委員児童委員』に配布し、地域での相談活動においてDV被害者と思われる方にカードを渡していただき、DV専門の相談機関へ相談を行うよう勧めていただく。

（事業の概要・内容）

DV相談カードとは：

専門の相談機関を周知するため、名刺サイズのカードに相談機関の連絡先を記載したカード。（女性が財布などに隠し持つことができるような大きさと発行している）

これまで、行政機関、病院、スーパーなどの女性トイレに設置し、自由に持ち帰ってもらっていた。

なぜ、新規事業を実施するのか：

DVIは、親密な関係にある間柄で起こる暴力であり、多くの場合暴力を振るわれても「自分が悪いから」と思い込み自らを被害者であると認識することが困難なケースがあると指摘されていた。このような被害者にとっては、DV相談カードが設置されていても被害者という認識がないため持ち帰ることがなかったと思われる。

このような被害者は、第三者から「あなたはDV被害者かも知れない」と指摘されて始めて気付くことが可能となる。このため、地域において日ごろから相談活動を行い最も地域の実情に詳しい民生委員児童委員にDV被害者支援に対する協力を依頼する。

事業の開始 H22年7月から

※参考 県内の民生委員児童委員は2, 525人

【手持ち資料】

第2次DV基本計画の実施状況について

回答で「2(一部実施した)」の回答のうち

- 1) 自助グループの情報提供やグループづくり(P9 項目 110)
- 2) 加害者更正のための取組(P12 項目 148・149)

の2点についての考え方。

→現在の取組は、情報収集や事前協議のみで、実質的な取組は着手出来ていない。

→ いずれも専門家の意見を聞きながら慎重に取組む必要があり、将来的には取り組んでいくが、国・他県の状況を見ながら進めていく。

上記以外の「2(一部実施した)」については、各機関に引き続き一層の取組を実施することを依頼する。